

報告

赤穂市における子どもの生活実態調査 — 剥奪指標の観点から —

Living conditions survey of children in Ako city
— From the viewpoint of deprivation index —

中村 剛*¹

要約：このレポートでは、剥奪指標という観点から作成された子どもの生活実態調査と社会資源調査を通して、部分的ながら把握された赤穂市の子どもの貧困状態を報告する。調査の結果、相対的貧困世帯の子どもの方が、「必要と思う服を買ってもらえない」、「中学や高校あるいは大学などに進学したいが、お金のことで、進路を制限されていると感じる」、「学習塾や習い事をしたいが、お金のことで、行くことや習うことが制限されていると感じる」といった傾向が見られた。また、相対的貧困世帯の子どもの方が「将来の夢や目標」を持っていない傾向にあった。この結果から、相対的貧困世帯の子どもは、進学や学習塾に通うことの制限があり、そのことが「将来の夢や目標」に影響を与えていることが、可能性として考えられる。

Key Words：子どもの貧困 剥奪指標 子ども子育て支援事業計画

I. はじめに

各市町村における子ども子育ての支援は、子ども子育て支援事業計画という行政計画を軸に展開している。赤穂市では、2015（平成27年）度から5年間を計画期間とする「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。しかしながら、この計画には、近年社会問題となっている子どもの貧困に焦点を当てた施策は行われていない。こうした状況に対し赤穂市では、子どもの貧困に対処するために子どもの生活実態調査を実施した。また、社会資源調査の中に、子どもの生活実態調査では把握できていない貧困状態に接近できるような調査項目を設定し調査を実施した。

このレポートでは、剥奪指標という観点から作成された子どもの生活実態調査と社会資源調査を通して、部分的ながら把握された赤穂市の子どもの貧困状態を報告する。

II. 子どもの生活実態調査と社会資源調査

1. 貧困の意味

(1) 貧困の一般的な意味

貧困とは、生活水準が低くて所得も少ないことであ

る。貧困には絶対的貧困と相対的貧困があるといわれる。前者は、たとえば「1日1ドルあるいは2ドル未満で生活する」といったように、一定の基準を設定し、それに該当する状態を貧困と捉えるものである。後者は、個々人が生活する当該社会における「必要 needs」が満たされていない状態を貧困と捉えるものである（小ヶ谷2012：1076-1077）。

(2) 貧困の再定義化

貧困研究者のルース・リスターは、「不正義」という意味での貧困（非物質的な側面における貧困）を概念化した。これは貧困の再概念化と呼ばれている（金子2017：82）。リスターは、今日最も重要な貧困の理論書となった『貧困とは何か』の冒頭で「貧困は、不利で不安定な経済状態としてだけでなく、屈辱的で人を蝕むような社会関係としても理解されなければならない」（リスター＝2011：21）と述べている。そして、貧困の関心の・象徴的な側面として、①軽視、②屈辱、③恥辱やスティグマ、④尊厳および自己評価への攻撃、⑤他者化、⑥人権の否定、⑦シチズンシップの縮小、⑧声を欠くこと、⑨無力という9つの要素を提示している（リスター＝2011：83）。

2019年12月3日受付／2020年1月23日受理

*¹ Takeshi NAKAMURA
関西福祉大学 社会福祉学部

2. 剥奪指標

(1) 貧困を社会的剥奪と捉える

生活困難な状態の現実を表す概念として、最近では社会的排除という概念が用いられる場合がある。そして、この対概念である社会的包摂が社会福祉の目的を表す概念として掲げられることもある。このような社会的排除－社会的包摂とは別に、生活困難や貧困を捉える概念として近年用いられるようになってきているのが剥奪である。剥奪とは簡単に言えば「人が人として暮らしていく上で必要なものが剥奪されて無い」ということである。

近年、以下の先行調査で述べるように剥奪を指標にして子どもの貧困状態を把握する調査が実施されている。この報告では、剥奪を社会的剥奪という概念で捉えておきたい。剥奪とは「はぎ取り奪うこと」であるから、そこには剥奪する主体がいる。では、誰が（何が）主体なのか。見えにくい（わかりにくい）かもしれないが、その主体は「社会の仕組みやその仕組みを作り出す規範（正義）」であると考えられる。

剥奪という観点から子どもの貧困状態を把握するということは、その背後には、そうした状態を生み出す根本的な原因は、「社会の仕組みやその仕組みを作り出す規範（正義）」にある、という考えを表している。

(2) 剥奪のカテゴリーとプロセス

①剥奪のカテゴリー

人が人として社会で暮らしていくためには、収入・衣食住といった「物質的なもの」、教育や就労、様々な社会的活動への参加、あるいは様々な権利という「社会的なもの」、そして、愛情や承認、それらにより育まれる自尊感情といった「実存的なもの」が必要である。剥奪には、物質的なもの、社会的なもの、実存的なものといった3つのカテゴリーがある（岩川 2009：15）。

②剥奪のプロセス

収入が少ないといった物質的なものの剥奪が、大学に進学できない、さらには、進学できなかったことが就職の選択肢を奪うといった社会的なもの剥奪を生む。限られた選択肢の中で選んだ仕事の不況により解雇され、生活保護を受給しようとしたが、働けるからといって追い帰され、生存権として保障されるべき権利が剥奪される。そのようななか、自分は生きている価値はないと感じ、自尊感情といった実存的なものまでもが剥奪され、なかには自死のように自らの命を絶ってしまう人もいられる。一例ではあるが、これが剥奪のプロセスである（岩川 2009：15-16）。

3. 剥奪指標に関する先行調査の調査項目

剥奪指標という観点から調査票を作成するに当たり参考にしたのは、以下の2つの自治体で作成し実施した調査票である。

①大田区

大田区では「子どもの生活実態調査」を平成28年に、大田区内のすべての小学校5年生とその保護者に対して実施している。保護者向けの調査票の内容は、保護者の属性・世帯のこと、就業のこと、子どもの成長・教育のこと、健康・医療に関すること、子育ての費用・家計の状況に関すること、子どもとの関わりに関すること、生活の様子に関すること、過去の経験に関すること、公的支援の利用に関することといったものであり、分量はA4サイズ16枚である。また、子ども向けの調査票の内容は、属性・家庭環境に関すること、将来の夢に関すること、友だちとの関係に関すること、放課後の過ごし方など普段の生活のこと、食事や健康に関すること、学校のことや勉強のこと、普段考えていることといったものであり、分量はA4サイズ11枚である。

②大阪府

大阪府では「子どもの生活に関する実態調査」を平成28年に、大阪府内の小学校5年生と中学校2年生から無作為で抽出した8000人に対して実施している。保護者向け調査票の内容は、保護者と子どもの関係、世帯の状況、子どものこと、保護者自身のこと、世帯の経済状況といったものであり、分量はA4サイズ15ページである。また、小学生・中学生向け調査票の内容は、子どもの普段の生活のこと、子どもが普段考えていること、子ども自身のことといったものであり、分量はA4サイズ11ページである。

4. 剥奪指標の観点から作成された調査票

(1) 子どもの剥奪指標の概念図

子どもの貧困状態を理解するための枠組みは、まず、子どもの状態と、その子どもの家庭の状態に分け、次に、前者については物質的なものの剥奪、関係的・社会的なもの剥奪、実存的・自己形成的なもの剥奪とに分け、後者については、経済的基盤、つながり、制度利用に分けられると考えた。こうした区分に基づく枠組みの内容を、関西福祉大学社会福祉学部の児童福祉関係の教員（佐伯文昭教授、八木修司教授、高田豊司講師）と協議した結果、図1 子どもの剥奪指標の概念図にある内容が得られた。

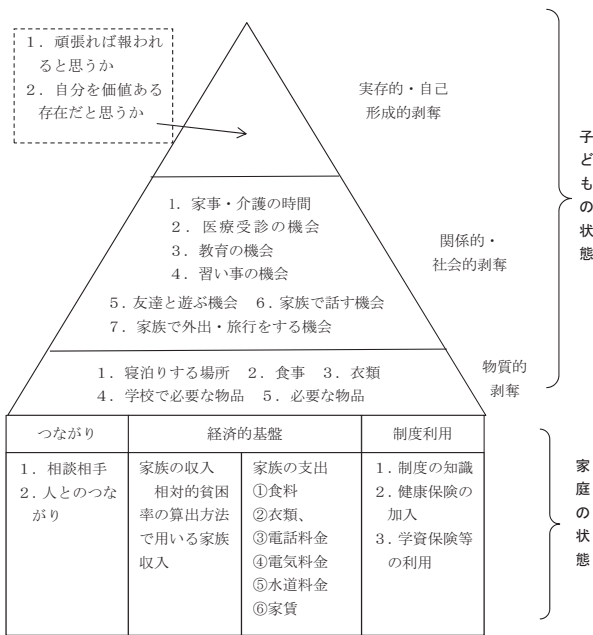


図1 子どもの剥奪指標の概念図

(2) 子どもの剥奪指標の調査項目

図1 子どもの剥奪指標の概念図にある内容を基に作成されたのが、表1 子どもの剥奪指標の調査項目(素案)である。調査項目の内容については、大阪府「子どもの生活に関する実態調査」、ならびに、大田区「子どもの生活実態調査」の内容を参考にした。そして、より多くの人に回答してもらえるように、具体的には、貧困ゆえにダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ない家庭の保護者、子どもにも回答してもらえるように、質問項目をA4サイズ裏表に収まるようにした調査票原案(表1 子どもの剥奪指標の調査項目:原案)を作成した。赤穂市における子どもの生活実態調査の調査票は、その原案をベースに、赤穂市健康福祉部子育て健康課が、必要と考える項目をそろえる形で作成したものである。

5. 社会資源調査による貧困状態の把握

子どもの生活実態調査を実施した結果、回収率が53.6%と低い結果となった。ここには、貧困で忙しいために回答してもらえていない貧困層が多くいることが予想された。そのため、社会資源調査に「問2 困窮家庭には、具体的にどのような状況がありますか(当てはまるものにすべてに○)」、「問3 これまでに困窮家庭の子どもに関わる中で、特に印象に残った子どもの状況について具体的に教えてください(過去3年間でお答えください。自由記述)」という項目を設定した。これにより子どもの貧困状態の量ではなく質(状態)を把握できるように努めた。

Ⅲ. 2つの調査の実施

1. 子どもの生活実態調査の概要

(1) 目的

第2期子ども子育て支援事業計画を作成するに当たって、赤穂市の子ども・家庭の生活実態を把握するために、言い換えれば、子ども・家庭における貧困に関するニーズ(支援が必要な状態)を把握する。

(2) 調査の種類・対象・時期・方法

種類: 調査票を用いたアンケート

対象: 赤穂市内在住の小学5年生及び中学2年生

時期: 令和元年7月8日から7月24日まで

調査方法: 市内学校を通じての配布(市外の学校に通う児童へは郵送)、郵送による回収

(3) 配布・回収状況

子ども・保護者アンケートの配布数は796件、回収数は427件、回収率は53.6%であった。

(4) 倫理審査

本調査は、令和元年5月23日(木)に社会福祉学部研究倫理審査部会にて審査を受け承認されたものである。

表1 子どもの剥奪指標の調査項目(原案)

		項目	対象
子どもの状態	実存	1. 頑張れば報われると思うか 2. 自分を価値ある存在だと思うか	子ども
	関係的・社会的	1. 家事・介護の時間 2. 医療機関受診の機会 3. 教育の機会 4. 塾や習い事の機会 5. 友達と遊ぶ機会 6. 家族で話をする機会 7. 家族で外出や旅行をする機会	両者
	物質的	1. 寝泊りする場所 2. 食事 3. 衣類 4. 学校に必要なもの 5. その他の必要な物品	両者
家庭の状態	収入	相対的貧困率の算出方法で用いる家族収入	保護者
	支出	1. 食料 2. 衣類 3. 電話料金 4. 電気料金 5. 水道料金 6. 家賃	保護者
	つながり	1. 相談相手 2. 人とのつながり	保護者
	制度利用	1. 制度の知識 2. 健康保険の加入 3. 学資保険等	保護者

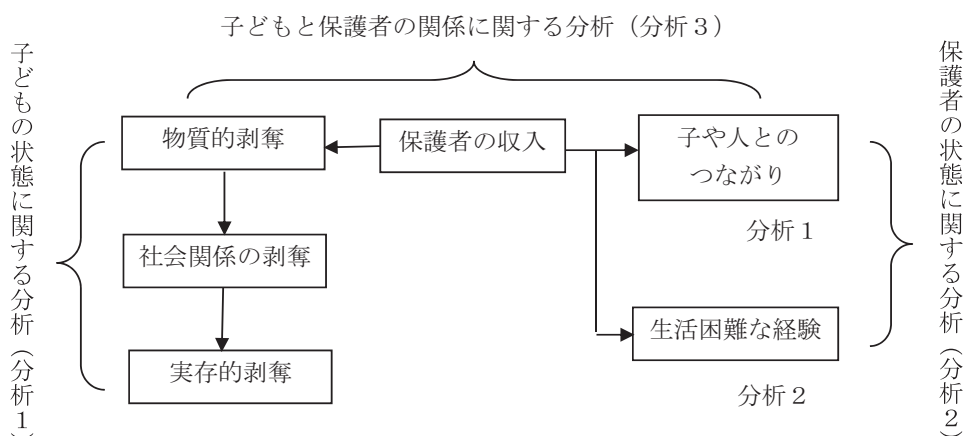


図2 分析の全体像

2. 社会資源調査の概要

(1) 目的

第2期子ども子育て支援事業計画を作成するに当たって、赤穂市内にある子ども・子育て支援に関するニーズに対応する社会資源の把握を行うと同時に、上記の子どもの生活実態調査から漏れてしまう子どもの貧困状態の把握を行う。

(2) 調査対象・時期・方法

対象：赤穂市内の小学校、幼稚園・保育園、福祉や医療に関する機関及び職員

(3) 配布・回収状況

調査票の配布数は166件、回収数は147件、回収率は88.6%であった。

IV. 調査結果の分析考察

1. 分析・考察の視点

(1) 分析の全体像

調査結果を分析する視点は、子どもの状態、保護者の状態、子どもと保護者の関係に大別される。さらに、子どもの状態については、物質的剥奪、社会関係の剥奪、実存的剥奪に、保護者については、子どもとのかかわりや生活困難な状態に区別することが可能である。これらを視覚化したのが図2 分析の全体像である。

(2) 分析に関する仮説

図2の分析の全体像から、分析に関する以下の仮説を設定した。

分析1仮説①：子どもの物質的剥奪の度合いに比例して、社会関係の剥奪も強まる。

仮説②：子どもの物質的剥奪の度合いに比例して、実存的剥奪も強まる。

分析2仮説：保護者の収入が低さに比例して、保護者

自身の生活困難な経験は増える。

分析3仮説①：保護者の収入が低さに比例して、子どもの物質的剥奪が強まる。

仮説②：保護者の収入が低さに比例して、子や人とのつながりは少なく（弱く）なる。

(3) 調査結果の分析・考察

分析とは、上記の図のように、子どもの実態という全体を諸要素に分け、その関係性を明らかにすることである。考察とは、その関係性の内容（どのような関係にあるのか）を推察することである。また、考察の1つに「仮説を検証する」という方法がある。それは、上記のような仮説を、調査結果に基づき検証するものである。ここでは、こうした観点に基づき調査結果の分析・考察を行った。

2. 2つの調査の意味

第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、赤穂市の現状を把握するために2つの調査を実施した。1つは、子どもの生活実態調査である。この調査の目的は、子どもの貧困状態を把握することであるが、本調査では「剥奪指標」という観点から調査票を作成した。「剥奪」とは、本来子どもが享受すべき物や機会などが、社会の適切でない(不正な)仕組みが故に「奪われている」ことを意味する。本調査では、子どもの剥奪指標の観点として、①物質的なもの、②社会関係、③実存的なもの(自分自身に関するもの)という3つを設定した。そして、これらの3の観点に基づき質問項目を設定した。

もう1つは、社会資源調査である。この調査を実施する理由は、社会福祉の行政計画を作成する上では、現状のニーズを調査等で把握すると同時に、そのニーズを充足する社会資源が、当該自治体にどれだけあるのかを把

握する必要があるからである。今回の子どもの生活実態調査の回収率は53.6%であり、子どもの貧困状態を把握するためには十分な結果ではなかった。そのため、社会資源調査に「普段、子どもに関わっている人たち」が実際に把握している子どもの貧困状態を記述する欄を設け、子どもの生活実態調査では把握できなかった貧困状態を理解できるように努めた。

3. 調査結果の分析・考察

(1) 子どもの生活実態調査

①調査結果

回収率は53.6%である。本調査は、親と子のそれぞれが記入し、かつ、それを同封して投函する必要がある。貧困状態が故に生活にゆとりがなければ、記入・投函しない可能性は高まることが推察される。このことから、本調査結果は、相対的貧困世帯と相対的貧困ではない世帯の生活実態の違いについて、一定の傾向性を読み取ることにはできるが、正確な状態を把握することは困難である。

②保護者

【物質的状态】

日常生活における支出について、「お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがあったか」という質問に対して、“あった（「よくあった」と「ときどきあった」の計）”は相対的貧困世帯で31.5%、相対的貧困でない世帯で6.3%と、25.2ポイントの差がみられる。同様に「お金が足りなくて、家族が必要とする衣類が買えないことがあったか」という質問に対しても、“あった（「よくあった」と「ときどきあった」の計）”は、相対的貧困世帯が42.1%に対し、相対的貧困でない世帯は6.2%と、35.9ポイントの差がみられる。

【社会関係の状態】

「忙しさのために、子どもと話ができないと思うことがあるか」という質問に対して、“ある（「よくある」と「ときどきある」の計）”は相対的貧困世帯で60.6%と、相対的貧困でない世帯より15.5ポイント多くなっている。また、「困ったときや悩みがあるときに、相談できる人はいるか」という質問に対して、「特にない」は相対的貧困世帯で15.8%と、相対的貧困でない世帯より9.5ポイント多くなっている。

【経験】

経験したことについて、相対的貧困世帯は「配偶者またはそれに相当するパートナーから暴力をふるわれたこ

とがある」「自殺を考えたことがある」が相対的貧困でない世帯より10ポイント以上多くなっている。

【考察】

「必要なものが買えない」といったことが、相対的貧困でない世帯より相対的貧困世帯の方が多い。この結果は、半ば必然的といえる。しかし本調査では、相対的貧困世帯は、「子どもと話す時間」や「相談者の有無」といった社会関係にも影響を及ぼす可能性があることが示唆されている。さらに、相対的貧困世帯は、「配偶者またはそれに相当するパートナーからの暴力」や「自殺を考えたことがある」といった深刻な状態に陥る可能性が高くなる可能性も読み取ることができる。

③子ども

【物質的状态】

「必要と思う服を買ってもらえないと思うことはあるか」という質問に対して、ある（「よくある」と「ときどきある」の計）”は相対的貧困世帯で23.7%と、相対的貧困でない世帯より15.3ポイント多くなっている。また、「友だちづきあいをする上で必要なもの（おもちゃやゲームなど）を、買ってもらえないことはあるか」という質問に対して、“ある（「よくある」と「ときどきある」の計）”は相対的貧困世帯で34.3%と、相対的貧困でない世帯より18.5ポイント多くなっている。

【社会関係の状態】

「中学や高校あるいは大学などに進学したいが、お金のことで、進路を制限されていると感じることはあるか」という質問に対して、“ある（「ある」と「少し感じる」の計）”は相対的貧困世帯で29.0%と、相対的貧困でない世帯より22.8ポイント多くなっている。また、「学習塾や習い事をしたいが、お金のことで、行くことや習うことが制限されていると感じることはあるか」という質問に対して、ある（「ある」と「少し感じる」の計）”は相対的貧困世帯で34.2%と、相対的貧困でない世帯より27.7ポイント多くなっている。

【実存的なもの（自分自身に関すること）】

「自分は家族に大事にされていると思うか」という質問に対しては、相対的貧困世帯であるか否かに違いは見られなかった。その一方で、「あなたには将来の夢や目標があるか」という質問に対して、“ある（「ある」と「どちらかというところある」の計）”は、相対的貧困世帯で68.5%と、相対的貧困でない世帯より12.5ポイント低くなっている。

【考察】

相対的貧困世帯の子どもの方が、「必要と思う服を買ってもらえない」、「中学や高校あるいは大学などに進学したいが、お金のことで、進路を制限されていると感じる」、「学習塾や習い事をしたいが、お金のことで、行くことや習うことが制限されていると感じる」といった傾向が見られる。さらに、相対的貧困世帯の子どもの方が「将来の夢や目標」を持っていない傾向にある。この結果から、相対的貧困世帯の子どもは、進学や学習塾に通うことの制限があり、そのことが「将来の夢や目標」に影響を与えていることが、可能性として考えられる。

(2) 社会資源調査

【子どもと保護者の状態に関する意見】

①困窮家庭の子どもと保護者の状況

以下の意見（回答）が多かった（10件以上の意見）。

	意見分類	件数
子ども	不衛生になっている（毎日同じ服、季節にあった服装をしていない、においがひどい、お風呂に入っていない など）	21
	学校に遅刻したり、不登校になっている（登校時間に間に合わない、朝起こさない、体力の低下により不登校、無断欠席が多い、親が起きない など）	20
	十分な食事ができていない（激痩せしている、朝ごはんが食べられていない、長期休みにきちんと食べられているか疑問 など）	20
	給食費の未払いや学校に必要な道具等が買ってもらえない（給食費が支払えない、学童のおやつ代を払えない、学校に必要な用具を買ってもらえない、兄弟で同じものを使っている など）	18
保護者	保護者の行動に問題がある（意思疎通ができない、生活費を使い込む、学校へ通わせない、自分優先、訪問拒否、祖父母の年金を使い込む など）	10

②困窮家庭に関わり思い感じること

以下に見られるような保護者（家庭）に関する意見が複数あった。

「父親に子育てをしようという意識がない。自分が良ければ良いとの考え方をこちらが変えられなかった」、「職員が支援を続けているが、保護者の意識が変わらない」、「学校としての支援をすればするほど、保護者が学校へ依存し、何もかも学校でと要求が高くなる」、「課題意識について学校側と家庭側で大きな差があり、支援しようとしてもなかなか進まない」、「悪気はないが、保護者にやる気があまり見られない。始めは聞いてくれるが、すぐに元に戻ってしまう」、「保護者を変えることは難しい」

【支援に関する意見】

③困窮家庭の子どもや保護者に対して実際に行った・行っている支援

以下の意見（回答）が多かった（10件以上の意見）。

	意見分類	件数
子ども	情報共有・連携を行っている（内部での連携・情報共有、他機関との連携・情報共有、関係づくり）	22
	家庭訪問をしている（定期的に行っている、話を聞き実情を把握、家庭訪問を通じて接点を持つ、繰り返し など）	17
	食に関する支援（量を多くする、しっかり食べているか確認する、子ども食堂の紹介、フードバンクからの支援につなぐ、食事の提供 など）	17
	直接、話をしたり、声をかけたり、じっくり話を聞く	12
保護者	家庭訪問やカウンセリング、直接話を聞いた	39
	情報共有や連携を行った（情報共有、支援機関につなぐ、見守るなど）	25
	情報提供を行った（就学援助、各種手当、支援制度等情報を提供）	21

④困窮家庭の子どもや保護者に対して必要だと思う支援（40%以上の意見）

- ・保護者への相談支援（生活相談、カウンセリングなど）
- ・不登校や引きこもりなどの子どもの支援
- ・子ども食堂をはじめとする居場所づくり
- ・保護者の就労支援
- ・健全な食習慣や生活習慣の形成に関する支援

⑤困窮家庭の子どもや保護者を支援する上で効果的であったと思う支援（20件以上の意見）

- ・話を聞くこと（家庭訪問、話を聞く機会、信頼関係を築くことが大事など）
- ・連携が重要（情報共有、多機関による連携、地域との連携による声かけ・見守りなど）

4. 第2期子ども・子育て支援事業計画への提言

子どもの生活実態調査の目的は、子どもの貧困状態を把握することであった。子どもの貧困に対して政府は「子供の貧困対策に関する大綱」を策定している。その目的・理念は「1. 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。2. 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する」というものである。

この理念・目的と調査結果を踏まえると、第2期子ども・子育て支援事業に対して以下の3点を提言できる。

(1) 子どもに対する学習・教育支援

相対的貧困世帯であっても学習塾などで学べ、希望する進路へ進むことができる制度づくり。それによって、

生まれ育った家庭に左右されることなく希望をもって生きることができるようにする。

(2) 子どもと保護者へのソーシャルワーク機能の充実

子どもの貧困状態の改善には、保護者の養育態度の改善・養育力の向上が必要である。しかし、社会資源調査から浮かび上がってくる現実には、その保護者指導の困難さである。

子どもを支えながらも保護者などの環境の改善を図ることで、児童が抱える生活困難の改善・解決を図るのがスクール・ソーシャルワーカーである。赤穂市にはスクール・ソーシャルワーカーを育成している関西福祉大学があり、また、赤穂市は日本で最初（2000年）にスクールソーシャルワーク事業を開始した場所でもある。こうした歴史・立地条件を活用し、子どもと保護者へのソーシャルワーク機能の充実が望まれる。

(3) 困窮家庭の子どもへの支援

社会資源調査の自由記述欄に「不衛生になっている」、「十分な食事ができていない」、「給食費の未払いや学校に必要な道具等が買ってもらえない」といった赤穂市の現実を示す意見が18件以上寄せられている。「生まれ育った環境によって左右されない」という理念・目標を実現しようとするのであれば、こうした状況にいる子どもへの対応は優先的に取り組まれる必要がある。

また、国連で2015年に採択されたSDGs（エスディージーズ：Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）には「誰も置き去りにしない（Leave no one left behind）」ならびに「目標4（教育）：すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」という考え方がある。こうした目標は、全世界が取り組むべき目標であり、日本の行政も共有すべき理念・目標である。この観点からも、困窮家庭の子どもへの支援は必要である。

V. おわりに

子どもの生活実態調査と社会資源調査によって明らかになったのは、赤穂市における子どもの生活実態とそこにあるニーズに対応する社会資源についての事実である。しかし、前者については回収率が53.6%であるため、子どもの生活の実態の一部分しか把握できていない。今回、回収率が低かった原因と考えられるのは、郵送という調査の回収方法にあると考える。よって、子どもの生活の実態を把握するためには回収方法について検討する必要がある。

本調査（特に、子どもの生活実態調査）は、第2期子ども子育て支援事業計画を立案する上で把握しておくべき「事実」について、限定的ながら明らかにした。今後、第2期子ども子育て支援事業計画を作成するためには、①第1期子ども子育て支援事業計画から継続すべき内容という観点、②この度の調査並びにそれ以前に実施したニーズ調査の結果（事実）、③計画を支える哲学（理念）が必要となる。

令和元年11月13日に開催された「令和元年第3回子ども子育て会議」で資料として第2期赤穂市子ども子育て支援事業計画（素案）が提示された。そこには、ここで報告した調査結果の分析考察を踏まえ、「基本目標3 生まれ育った環境に左右されることのない育ちの支援」を達成するために、「子どもの貧困対策及びひとり親家庭への支援の充実」が掲げられている。また、そこには基本的視点として、「どんな家庭環境や障がいにも左右されずに、生命と人権が尊重される」や「誰一人として取り残さない」といった哲学（理念）が掲げられている。

住民のニーズに応えながら、それぞれの自治体を、住みよいまちにしていくためには、事実（エビデンス、根拠）と哲学（理念）に基づき作成される行政計画が不可欠である。第2期赤穂市子ども子育て支援事業計画（素案）では、事実（エビデンス、根拠）と哲学（理念）に基づき行政計画の素案が提示されていた。この点を確認し報告を終わりとす。

謝辞

子どもの生活実態調査と社会資源調査は赤穂市が実施したものであり、この2つの調査ならびに分析・考察は、赤穂市健康福祉部子育て健康課と関西福祉大学社会福祉学部が共同で行ったものである。赤穂市健康福祉部子育て健康課 課長名田よしみ氏、同課こども支援係の係長宍戸崇起氏は、何度も関西福祉大学に足を運ばれ、赤穂市の子どもたちの貧困状態を把握するにはどうすればいいのかを考え、それを第2期子ども子育て支援事業計画に反映させようとしていた。本報告をまとめることができたのはお二人のおかげである。その真摯な姿勢に敬意を表すとともに、記して感謝の気持ちをお伝えしたい。

文献

岩川直樹（2009）「子どもの貧困を軸にした社会の編み直しー〈貧困をつくる文化〉から〈貧困をなくす文化〉へ」子どもの貧

困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』明石書店, 14 - 18.

金子 充 (2017)『入門 貧困論—ささえあう／たすけあう社会をつくるために』明石書店.

小ヶ谷千穂 (2012)「貧困」大澤真幸・吉見俊哉・鷺田清一編『現代社会学事典』弘文堂, 1076-1077.

Lister,R. (2004) Poverty, Polity Press (= 2011, 松本伊智朗監訳, 立木勝訳『貧困とは何か—概念・言説・ポリティクス』明石書店.